

監査委員公表第12号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年12月5日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成28年11月9日から11月30日まで

2 監査箇所

町民部協働文化推進課
健康子ども部健康・スポーツ課
都市建設部都市計画課

3 監査の対象

平成28年度（平成28年4月1日から平成28年10月12日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○指摘事項

委託事業で、請求書の請求額の根拠となる、作業内訳書の内容と、添付されている作業日報の内容が不一致なものが多く見受けられた。（都市計画課）

○軽微な留意事項

口頭により指摘又は指導した。